

## 平成30年11月定例農業委員会議事録

開会 11月22日（木）午前9時

（欠席委員）鈴木委員、加納委員

（事務局出席者）原田事務局長、深津事務局次長、冨田主幹、鈴木副主幹、  
山口主事

（傍聴人） 0名

議長：ただいまから11月定例農業委員会を開催します。

本日は、鈴木委員、加納委員から本日の会議を欠席する旨の届け出を受けており、現在の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

4番小河壽久委員、5番原田一豊委員、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

議長：議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

### 【議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました番号1、筋生の件について、地元の小河壽久委員から御意見をお願いします。

小河委員：番号1、番号2が隣接する場所での申請になりますので、1と2を合わせて説明します。

まず、補足資料を見てください。該当する土地は住宅地と道路に囲まれており、南側が下がった、勾配のついた土地になっています。かつ、この土地の途中に1メートルから1.5メートル程の段がついた状態になっていますので、土地の有効利用という観点からも承認するのが妥当だと判断します。以上です。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

（質問、意見等なし）

議 長：御意見等ないようですので、番号1について採決をとります。  
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。  
続きまして、番号2、同じく筋生の件について、地元の小河壽久委員から御意見をお願いします。

小河委員：先ほども言いましたように、該当する土地が補足資料に示されていますが、これも住宅と道路に囲まれた農地になっていまして、今回の申請を承認することがこの土地の有効利用になると判断します。

議 長：ありがとうございました。  
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号2について採決をとります。  
番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。  
続きまして、番号3、筋生の件について、地元の小河壽久委員から御意見をお願いします。

小河委員：申請者が分家住宅を建てるにあたって土地を探したところ、所有する土地のほとんどは農振区域であり、そうではない土地を探した結果、今回の申請地になってしまったと思われます。分家住宅を建てられるという計画ですので、承認するのが妥当だと判断します。

議 長：ありがとうございました。  
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号3について採決をとります。  
番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号3について、適当であるという意見を付し、県に対し進達することとします。  
続きまして、番号4、筋生の件について、地元の小河壽久委員から御意見ををお願いします。

小河委員：分家住宅を建てるにあたって土地を探したところ、所有するほとんどの土地が農振区域であり、最終的に農振農用地から除外をされたこの土地に分家住宅を建てる判断をされました。農振除外の手続きを終え、今回、分家住宅の申請をされたものでありますので、承認するのが妥当だと判断します。

議 長：ありがとうございました。  
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号4について採決をとります。  
番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。  
続きまして、番号5、福谷の件について、地元の林茂実委員から御意見ををお願いします。

林委員：申請者は現事業地でおよそ40年以上、鉄鋼業をやってみえまして、この事業地の北側の土地を駐車場及び、資材置場として使っています。

たが、そこを返還することとなり、隣接地を今回、駐車場及び、資材置場で取得するという事です。申請地と隣接する土地に農地は一筆もございませんので、農業上の影響はないということで、この件についてはやむを得ない案件だと考えます。以上です。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等ありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号5について採決をとります。

番号5について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第30号 賛成5件》

議長：続きまして、議案第31号、相続税の納税猶予に係る証明額について、事務局から説明を求めます。

【議案第31号、相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があった番号1、東山の件について、地元の高橋春夫委員から御意見をお願いします。

高橋委員：先ほど事務局から説明がありましたとおりで、本当にきれいに管理されている案件です。全く問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第31号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第32号については、近藤元壽委員、酒井峰男委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、議案第32号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

**【議案第32号、農用地利用集積計画の決定について】**

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

増岡委員：これを見ますと、賃料が白米の10キロ、15キロ、20キロであったり、4,000円とあったりしますが、この賃料は、本当に安いもので、田んぼの経常賦課金が5,000円、6,000円となっていて、固定資産税も出ているだろうと思われます。そのため、土地所有者は農地を貸してもすごく大変だと思います。白米の10キロ、15キロ、20キロ、4,000円やもう少し高い額で私も借りておりますが、何か基準があやふやであると思えます。そこら辺はどうなのでしょう。

議 長：事務局、よろしいですか。

事務局：今、賃料のことにつきまして御意見をいただきましたが、税金や、愛知用水の賦課金等を考えれば、当然下回っているという状況ですので、その賃料につきましては、現在、何か出来ないかというところで考えております。

ただ、余りにも差があるかどうかということにつきましては、現在、市内農地の貸し借りにつきましては、米15キロ並びに現在20キロ

並びに6,000円というように金額が著しく異なることはございませんでしたので、現在の金額でいきますと適正ということで判断させていただいております。

ただ、相対的に賃料が安いという状況でありますので、それについては問題視しておりまして、改善案について検討していきたいと思えます。以上でございます。

議長：そのほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第32号 全員賛成1件》

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成30年11月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。

これをもちまして議長の職を終了させていただきます。

引き続き農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：どうもありがとうございました。

それでは、引き続き農地利用最適化推進会議を開催させていただきます。

- 1 外国人農業支援人材の受け入れについて
- 2 農家レストランの農用地域内の設置等の規制緩和について
- 3 農業者年金制度について
- 4 産業フェスタにおける農業についてのアンケートの結果について
- 5 施設園芸研修生募集について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：5点、御説明させていただきました。

何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

事務局：それでは、どうもありがとうございました。

以上をもちまして11月定例農業委員会議を終了いたします。

一同、御起立ください。

一同、礼。ありがとうございました。

(閉会 午前10時00分)